

青森県農業農村整備工事契約後V E方式試行要領

(目的)

第1条 この要領は、青森県農林水産部農村整備課が所掌する農業農村整備事業等の工事において契約後V E方式(以下、「契約後V E」という。)を試行するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「契約後V E」とは、工事の契約締結後に、請負者から、発注者が設計図書等に指定した施工方法等(以下、「標準案」という。)に対し、コスト縮減が可能となる施工方法に関する技術提案(以下、「V E提案」という。)を受け付け、発注者の審査で承認された場合、そのV E提案を基に工事の施工等を行う方式をいう。

(対象工事)

第3条 契約後V Eの対象となる工事(以下、「対象工事」という。)は、原則として、請負工事設計額が5千万円以上の工事とする。

2 請負工事設計額が5千万円未満の工事においては、設計図書に定める目的物の機能、性能等を低下させることなく主として施工段階における現場に即したコスト縮減が可能となる提案が期待されるもので、地域県民局地域農林水産部長が必要と認める工事を対象工事とする。

3 対象工事については、契約後V Eである旨を工事請負契約書に明記するものとし、契約条項に追加すべき項目の記載例を別紙に示す。

(対象工事に係る周知)

第4条 発注する工事が契約後V Eの対象工事であることについての周知は、入札実施公告(指名競争入札にあつては指名通知。以下同じ。)において次の事項を明示することにより行うものとする。

(1) 当該入札実施公告に係る工事が契約後V Eの対象工事であること。

(2) 契約後に、標準案に対し、それと異なる施工方法等に関してV E提案を受け付けること。

(3) 審査の結果、V E提案が採用されない場合があること。

(4) V E提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において提案者に通知することなく無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。

(5) 発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、V E提案を行った請負者の責任が軽減されるものではないこと。

(V E提案を求める範囲)

第5条 VE提案を求める範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料、施工方法等に係る変更により、請負代金額の低減を伴うものとする。

2 以下の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

(1) 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

(2) 工事請負契約書第18条に基づき条件変更が確認された後の提案

(3) 入札公告で競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を越えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(提案の提出)

第6条 請負者がVE提案を行う場合は、その内容を明示した契約後VE提案書(様式-1~4)を提出するものとする。

2 契約後VE提案書の提出期限は、原則として、契約締結の日から当該提案に係る部分の工事に着手する35日前までとし、工期設定において15日以上提案準備期間が確保されるよう配慮するものとする。

3 契約後VE提案書を提出する回数は、原則として1回とするが、工事の実情に照らし適宜提出できるものとする。

(提案の審査等)

第7条 提出されたVE提案の審査及び採否の決定は、青森県農林水産部建設工事総合評価競争入札事務取扱要領に定める地域県民局農業農村整備工事技術審査会が行うものとする。なお、必要に応じて学識経験者等の意見を聴くことができるものとする。

2 VE提案の審査にあたっては、施工の確実性、安全性及び標準案と比較した経済性等を評価するものとする。

(提案の採否の通知等)

第8条 発注者はVE提案の採否について、VE提案採否通知書(様式-5)により、VE提案書の受領後14日以内に通知する。ただし、請負者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2 発注者は、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

(設計変更等)

第9条 VE提案が適正と認められた場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。

2 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。

3 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下、「VE管理費」という。)を削減しないものとする。

4 VE提案が適正と認められた後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、VE管理費については、原則として、変更しないものとする。

なお、発注者は、VE提案が適正と認められた後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合、請負者に対してVE提案に対する変更提案を求めることができるものとする。

5 採用しなかったVE提案内容を、その後設計変更において反映し、減額処理する等の対応は行わないものとする。

(提案書類の作成費用)

第10条 VE提案書等の作成に要する費用は、請負者の負担とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別紙

工事請負契約書の追加条項（記載例）

（設計図書の変更に係る乙の提案）

第19条の2 乙は、この契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、甲に提案することができる。

2 甲は、前項の規定に基づく乙の提案を受けた場合において、提案の全部又は一部が適正であると認められるときは設計図書を変更し、これを乙に通知しなければならない。

3 甲は、前項の規定により設計図書を変更した場合において、必要があると認められるときは、請負代金額を変更しなければならない。

平成 年 月 日

地域県民局長 殿

請負者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 印

契 約 後 V E 提 案 書

工事請負契約書第 19 条の 2 に基づき、V E 提案書を提出します。

工 事 名		連絡者	氏名 :
契約締結日	平成 年 月 日		TEL :
			FAX :
V E 提案の概要			
番 号	項 目 内 容	概算低減額 (千円)	
概 算 低 減 額 合 計			
V E 提案の詳細			
(1) 設計図書に定める内容と V E 提案の内容の対比等 (様式 - 2)			
(2) V E 提案による概算低減額及び算出根拠 (様式 - 3)			
(3) その他 (様式 - 4) 詳細資料及び図面			

注) 概算低減額は、提案を審査する上で参考とするものです。

番号	項目内容
----	------

(1) 設計書の定める内容と、V E 提案の内容の対比	
【現状】・・・略図等	【改善案】・・・略図等

(2) 提案理由

(3) V E 提案の実施方法 (材料仕様、施工条件、施工要領等を記入)
--

(4) 品質保証の証明 (品質保証書の添付等)

(5) その他

様式 - 3

(契約後 V E 用)

番号		項目内容	
----	--	------	--

V E 提案による概算低減額及び算出根拠

【現状】 (金額単位：千円)						【改善案】 (金額単位：千円)					
名 称	規格等	単位	数 量	単 価	金 額	名 称	規格等	単位	数 量	単 価	金 額

番号		項目内容	
----	--	------	--

(1) 甲が別途発注の関連工事との関係

(2) 工業所有権等の排他的権利を含む V E 提案である場合、その取扱いに関する事項

(3) V E 提案が採用された場合に留意すべき事項

殿

地域県民局長 印

V E 提 案 採 否 通 知 書

平成 年 月 日付けで提出されたV E 提案に対する審査結果について、下記のとおり通知します。

記

工 事 名		V E 提案項目数：		
契約締結日	平成 年 月 日	採用項目数：		
		不採用項目数：		
V E 提案に対する「採否」及び不採用の場合その理由				
番号	項目内容	採否の区分	採否の理由	特記事項

地域限定型（単体 ・ ）の場合

年 月 日

殿

〇〇地域県民局長

条件付き一般競争入札実施公告

下記の工事については、条件付き一般競争入札（地域限定型（単体 ・ ））により契約を締結します。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 第 号
- (2) 工事名
- (3) 工事場所
- (4) 工 種
- (5) 工 期 年 月 日（契約書取交わしの日から 日間）
- (6) 工事概要（規模、型式、工法等）
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税を含む。） 円
- (8) 本工事は、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする総合評価一般競争入札の方法による。
- (9) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案（以下「VE提案」という。）を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号に該当することについて、あらかじめ、3に定めるところにより審査を受けた者であること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号。以下「財務規則」という。）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成2年3月青森県規則第18号。以下「参加資格規則」という。）第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者であること。
- (4) 〇〇県民局管内（〇〇市・町・村）に本店を有していること。
- (5) 参加資格規則第6条の規定により、 工事で 級に決定されていること（及び青森県建設工事共同企業体取扱要領（平成2年4月1日付け青監第2号）第13条第1項の規定により、 工事で 級に決定されていること）。

- (6) 工事の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の直近年度の総合評定値が、 点以上であること。（地域限定型（単体）は除く。）
- (7) 過去10年間に同種の建設工事（工事種別 で、かつ、契約金額 円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20パーセント以上の場合に限る。
- (8) 労働保険（労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）及び社会保険（健康保険及び厚生年金保険又は船員保険をいう。）に加入し、かつ、保険料の滞納がないこと。
- (9) 青森県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (10) 建設業法第26条に規定する専任の主任技術者又は監理技術者を設置することができること。ただし、主任技術者にあつては（1・2）級相当の国家資格を有するものに限る。
- (11) 条件付き一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。
- (12) 参加資格規則第5条第1項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された日から開札の時までの間に、青森県建設業者等指名停止要領（昭和60年6月1日付け青監第323号）別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行なわれたものを除く。）がないこと。
- (13) 技術提案書を提出し、技術提案の内容が適正であること。

3 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、2に定める資格を有することについて、次に従い、条件付き一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

- (1) 提出期限 年 月 日（持参に限る。）
- (2) 提出部数 1部
- (3) 提出場所 県 市（町・村） 地域県民局 部
- (4) その他
 - ア 申請書の内容について、別途意見を聴取することがある。
 - イ 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
 - ウ 2に定める資格を得られなかった者は、イの通知を受けた日の翌日から3日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。
 - エ 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。

4 入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

- (1) 入札説明書の交付
 - ア 期間 年 月 日から 年 月 日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く）

イ 場所 県 市(町・村) 地域県民局 部
ウ 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、アの期間内に 地域県民局 部
課に直接申し込むこと。

(2) 設計図書の縦覧

ア 期間 年 月 日から 年 月 日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く)

イ 場所 県 市(町・村) 地域県民局 部

ウ 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受けることができる。

(3) その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、年 月 日までに、書面により、
地域県民局 部に提出すること。

5 現場説明

(1) 日時 年 月 日 午前(後) 時 分

(2) 場所 県 市(町・村)

6 技術提案、落札者決定基準等

(1) 技術提案書の提出

ア 提出期限 年 月 日(参加申込書と併せて提出すること。)

イ 提出場所 県 市(町・村) 地域県民局 部

ウ 提出部数 1部

(2) 技術提案書の内容

入札説明書による。

(3) 技術提案書の作成要領

入札説明書による。

(4) 技術提案書の作成に係る説明会の日時及び場所

ア 日時 年 月 日 午前(後) 時 分

イ 場所 県 市(町・村) 地域県民局 部

(5) 技術提案に係るヒアリングの日時及び場所

ア 日時 年 月 日 午前(後) 時 分

イ 場所 県 市(町・村) 地域県民局 部

(6) 総合評価一般競争入札の落札者決定基準

ア 評価基準

イ 評価方法

ウ 落札者の決定方法

エ その他

(7) その他

ア 技術提案の審査結果は、3(4)イの通知とともに、別途書面により通知する。

イ 詳細については、入札説明書による。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 年 月 日 午前(後) 時 分

(2) 場 所 県 市(町・村) 地域県民局 部

8 入札執行回数

原則として1回を限度とする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の10分の1以上の金額を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

(ア) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(イ) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(ウ) 契約保証金の代え、次に掲げる有価証券等を提供したとき。

() 国債又は地方債

() 政府の保証のある債券

() 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

() 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券

() 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社

イ アにかかわらず、青森県低入札価格調査制度運用マニュアル(平成13年10月1日付け青監第888号)による調査を受けた者との契約については、契約金額の10分の3以上の契約保証金を納付させるものとする。ただし、契約金額の10分の3以上に相当する額について、アの(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するときは、その納付を免除する。

10 契約の締結

(1) 落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

(2) 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合、知事の指名停止の措置を受けている場合又は指名停止要領別表第9号から第15号までに掲げる措置要件に該当する事実があった場合には、当該請負契約を締結しない。

11 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者に決定する。ただし、当該価格によっては契約の内容に

適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることがある。

1.2 入札条件

- (1) 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。
- (2) 入札参加者は、入札金額の内訳を明らかにした工事内訳書（設計図書（建築・営繕工事等）にあっては、数量公開における種目別内訳書及び科目別内訳書）に規定する工事内容の数量及び金額を示したものをいう。）を提出する。

1.3 入札書記載金額等

- (1) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。
備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）である。

1.4 その他

- (1) 入札の無効
入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 配置予定監理技術者等の確認
落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム（CORINS）等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
- (3) 低入札価格調査制度対象工事
- (4) 低入札価格調査制度における重点対策基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、特記仕様書により、専任の配置技術者の増員を義務付けるものとする。
- (5) 請負代金額が1千万円以上で、かつ工期が150日を超える工事については、請負者は契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。
- (6) 本件入札は電子入札で行うものであり、入札手続等については、青森県建設工事等電子入札運用基準（平成18年9月1日付け青監第374号）によるものとする。なお、電子入札システムでの入札手続等が困難な場合は、地域県民局長の了承を得て、入札書による入札をす

ることができる。

総合評価競争入札が電子入札で可能となるまでは、記載しない。

(7) VE 提案

ア 契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することが可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者にVE提案することができる。

イ VE提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。

ウ VE提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、その後の工事において提案者に通知することなく無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

エ 発注者がVE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った請負者の責任が軽減されるものではない。

(8) 留意事項

ア 申請書及び技術提案書の作成に要する費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書及び技術提案書は、申請者に無断で他の用途に使用することはない。

ウ 技術提案が適正と認められ入札する場合、入札額は、当該技術提案に基づいたものとしなければならない。

15 担当課（公所）及び所在地

- (1) 名称 地域県民局 部 課
- (2) 場所 県 市（町・村）
（電話 - - ）

用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。